



# R4シリーズ 改版 & 機能アップ情報

掲載日： 2016/10/04

|    |  |       |            |
|----|--|-------|------------|
| 製品 | 給与・法定調書R4, 給与応援R4 Premium, 給与応援R4 Lite, 法定調書顧問R4 | バージョン | 16.10      |
| 件名 | 給与R4システム 年末調整対応版 平成28年 (Ver.16.10) リリースのご案内      | 発売予定  | 2016/11月上旬 |
|    |  | 公開日   | 2016/11/09 |

## プログラム提供開始日 (予定)

|                                      |  |  |                |
|--------------------------------------|--|--|----------------|
| ダウンロード公開日<br>※Eiボードダウンロードマネージャ、マイページ | 2016年11月9日(水)  |  |                |
| オプション CD保守契約の場合の発送開始日                | 給与・法定調書 R4<br>給与・法定調書顧問 R4<br>給与応援 R4 Premium<br>給与応援 R4 Lite<br>法定調書顧問 R4 | Inter KX 給与後継<br>給与応援 Super後継<br>給与応援 Super後継<br>給与応援 Lite後継<br>法定調書顧問後継 | 2016年11月17日(木) |
| バージョンアップ対象                           | Ver.15.10以降  |  |                |

※給与・法定調書 R4と給与・法定調書顧問 R4は同一コンピューターでは共存できません。

※給与応援 R4 Liteは1ユーザーで使用する製品です。

## 電子申告対応版について

Ver.16に対応した電子申告更新用は、申告する内容にしたがって、2回にわけてダウンロードのご提供予定です。  
(Liteは、対象外です)

### \*所得税徴収高計算書の資料、配当の支払調書の電子申告対応

|   |                |
|---|----------------|
| 給与R4 電子申告更新用 (e1) 公開日<br>給与・法定調書R4 / 給与・法定調書顧問R4 / 給与応援R4 Premium | 2016年11月9日 (水) |
|---|----------------|

給与 R4をVer.16.10にバージョンアップ後に、電子申告更新用 (Ver.16.10.e1) を更新してください。

### \*平成28年法定調書の電子申告対応

|   |           |
|---|-----------|
| 給与R4 電子申告更新用 (e2) 公開日<br>給与・法定調書R4 / 給与・法定調書顧問R4 / 給与応援R4 Premium | 2017年1月上旬 |
| 法定調書顧問R4 電子申告更新用 (e1) 公開日   |           |

法定調書顧問 R4 平成27年版で電子申告を行われているお客様が、Ver.16.10にバージョンアップを行うと、電子申告更新用プログラムを適用するまでの期間は電子申告が行えなくなります。法定調書顧問 R4についてはVer.16.10へのバージョンアップのタイミングについてご注意ください。

## システムの主な変更点

## 税制改正の概要

### ■給与所得控除の上限額の引き下げ

給与所得控除の上限額が、下表のとおり、平成28年分の所得税から引き下げられることとされました。

|               | 改正前              | 改正後        |              |
|---------------|------------------|------------|--------------|
|               | 平成25年～平成27年分の所得税 | 平成28年分の所得税 | 平成29年分以後の所得税 |
| 上限額が適用される給与収入 | 1,500万円超         | 1,200万円超   | 1,000万円超     |
| 給与所得控除の上限額    | 245万円            | 230万円      | 220万円        |

(注)上記の改正に伴い、平成28年分及び平成29年分以後の「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」等が改正されました。

### ■通勤手当の非課税枠拡大

平成28年度の税制改正により、交通機関等を使用する従業員の通勤手当の非課税限度額が10万円から15万円に変更になりました。この改正は、平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前の通勤手当や差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

#### 課税済み通勤手当についての精算

(1) 既に支払われた通勤手当については、改正前の非課税規定を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますが、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額は、本年の年末調整の際に精算することになります。

(注)

1 既に支払われた通勤手当が改正前の非課税限度額以下である人については、この精算の手続きは不要です。

2 年の中途に退職した人など本年の年末調整の際に精算する機会のない人については、確定申告により精算することになります。

す。

(2) 年末調整の際における精算の具体的な手続きは、次のように行います。

イ 既に改正前の非課税規定を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をした（課税された）通勤手当のうち、改正

正

後の非課税規定によって新たに非課税となった部分の金額を計算します。

ロ 「平成28年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」（以下「源泉徴収簿」といいます。）の「年末調整」欄の余白に「非課

課

税となる通勤手当」と表示して、イの計算根拠及び今回の改正により新たに非課税となった部分の金額を記入します。

ハ また、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「給料・手当等①」欄には、給料・手当等の総支給金額の合計額からロの新たに非課税

と

なった部分の金額を差し引いた後の金額を記入します。

ニ 以上により、改正後の非課税規定によって新たに非課税となった部分の金額が、本年の給与総額から一括して差し引かれ、その差引後の給与の総額を基にして年末調整を行います。

※上記では、源泉徴収簿に計算根拠を記載することとしていますが、この方法によらなくても、正しく年調年税額が算出され、その計算根拠が何らかの方法で記録、保存されていれば、源泉徴収簿への記載は省略しても構いません。

### ■扶養控除等異動申告書への個人番号の記載について

給与等の支払者に対して提出する扶養控除等申告書等について、その支払者が当該提出をする者等の個人番号等を記載した帳簿を備えているときは、当該扶養控除等申告書等に当該帳簿に記載された個人番号の記載を要しないこととされました。

この改正は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について適用されます。

#### 源泉所得税関係に関するFAQ

[http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/FAQ/gensen\\_qa.htm](http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/FAQ/gensen_qa.htm)

Q1-5-1 扶養控除等申告書の個人番号欄に「給与支払者に提供済みのマイナンバー（個人番号）と相違ない」旨の記載をすることで、マイナンバー（個人番号）の記載に代えることはできますか。（平成28年5月17日更新）

(答)

平成28年1月以後に提出する扶養控除等申告書には、従業員本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等のマイナンバー（個人番号）を記載する必要がありますので、前年と変更がない場合であっても、原則、マイナンバー（個人番号）の記載を省略することはできません。

しかしながら、給与支払者と従業員との間での合意に基づき、従業員が扶養控除等申告書の余白に「**マイナンバー（個人番号）については給与支払者に提供済みのマイナンバー（個人番号）と相違ない**」旨を記載した上で、給与支払者において、既に提供を受けている従業員等のマイナンバー（個人番号）を確認し、確認した旨を扶養控除等申告書に表示するのであれば、

扶養控除等申告書の提出時に従業員等のマイナンバー（個人番号）を記載しなくても差し支えありません。

なお、給与支払者において保有しているマイナンバー（個人番号）とマイナンバー（個人番号）の記載が省略された者に係る扶養控除等申告書については、適切かつ容易に紐付けられるよう管理しておく必要があります。

また、平成29年1月以後に支払を受けるべき給与等に係る扶養控除等申告書について、給与支払者が扶養控除等申告書などの一定の税務関係書類の提出を受けて作成した従業員等のマイナンバー（個人番号）等が記載された帳簿を備えている場合には、その帳簿に記載された従業員等のマイナンバー（個人番号）については、扶養控除等申告書に記載する必要はないこととされています。この場合に、上記の方法により提出された「マイナンバー（個人番号）と紐付け管理された扶養控除等申告書」も帳簿作成の基となる扶養控除等申告書として取り扱って差し支えありません。（Q1-3-5参照）

## 税制改正によるシステムの対応内容

### ■給与（賞与）明細（法定調書顧問 R4除く）

選択した会社の処理年度（28年分／29年分以降）により、計算式や月額表を切り替えて毎月の給与や賞与の源泉徴収税額が計算されるよう対応します。

### ■年末調整計算

平成28年分の年末調整計算に対応します。

平成29年途中で非居住者となった人や、死亡退職した人などが対象となる年度途中での年末調整には対応されません。あらかじめご了承ください。

平成29年分の年調計算については、平成29年版プログラム（Ver.17.10）で対応する予定です。

### ■データ変換

従業員情報の通勤手当1～3のいずれかで「課税区分：交通機関」を選択し、かつ、非課税限度額が計算（水色）項目の場合、Ver.16.10へのバージョンアップ後のデータ変換で、非課税限度額を150,000円に自動で変更します。また、非課税限度額の月案分額が計算（水色）項目の場合も、150,000円に自動で変更します。

### ■従業員／個別入力・従業員／一覧入力（法定調書顧問 R4除く）

家族情報画面に「氏名カナ」欄を追加します。入力したフリガナは給与支払報告書／源泉徴収票の印刷で使用します。

### ■汎用データ

従業員 EXCEL出力・受入に以下の項目を追加します。

| 項目名              | 受入記号      | タイプ | 有効桁数 | 備考             |
|------------------|-----------|-----|------|----------------|
| 氏名（カナ）（配偶者）      | JY44_0    | 文字  | 半角30 |                |
| 非居住者（配偶者）        | JY45_0    | 数値  | 半角1  | 0: でない 1: 非居住者 |
| 氏名（カナ）（扶養親族1～10） | JY44_1～10 | 文字  | 半角30 |                |
| 非居住者（扶養親族1～10）   | JY45_1～10 | 数値  | 半角1  | 0: でない 1: 非居住者 |

### ■年末調整／一覧入力

・家族情報・扶養控除等異動申告書の設定画面に「氏名カナ」欄を追加します。入力したフリガナは給与支払報告書／源泉徴収票の印刷で使用します。

※Ver.16.10バージョンアップ前に保険料控除等申告書の設定画面で配偶者のフリガナを入力していた場合は、バージョンアップに

より自動で、家族情報の配偶者のフリガナに入力値が反映されます。（保険料控除等申告書の設定画面の配偶者のフリガナ欄は表示（黄色）項目に変更されます。）

・住宅借入金等の「控除の種類」「控除の種類(2回目)」に以下の選択肢を追加します。

住(特):一般の住宅借入

増(特):特定増改築等

認(特):認定長期住宅

(特)付の項目を選択すると、給与支払報告書／源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除区分」欄に（特）の文字が追加されます。

### ■源泉徴収簿

平成28年度データに限り、年末調整／一覧入力の「非課税調整額」の金額を源泉徴収簿に「非課税となる通勤手当」として印刷します。

ただし、計算例の内訳「（通勤手当の非課税限度額の差額×〇カ月）」の印字はできません。

### ■年末調整一覧表／通知書

平成28年度データに限り、年末調整／一覧入力の「非課税調整額」の金額を通知書（B5用）に「非課税となる

通勤手当」として印刷します。

ただし、計算例の内訳「（通勤手当の非課税限度額の差額×〇カ月）」の印字はできません。

#### ■楽しい給与計算アップロード（給与応援 R4 Lite除く）

給与支払報告書（源泉徴収票）のPDFは、「市町村2部、税務署1部、受給者1部」の様式でアップロードしていましたが、「受給者1部」の様式に変更します。

#### ■様式変更

マイナンバー対応に伴い、以下の様式を変更します。

#### 扶養控除等異動申告書

- 印刷画面に「個人番号省略の印字」のチェックを追加し、チェックを付けると、扶養控除等異動申告書の右下欄外に「マイナンバー（個人番号）については給与支払者に提供済みのマイナンバー（個人番号）と相違ない。」が印字されるよう対応します。



「個人番号省略の印字」と「個人番号の印刷」選択は連動しません。扶養控除等異動申告書に個人番号を印刷しない場合は、「個人番号の印刷：印刷しない（空白）」も選択が必要です。

- 家族情報で「非居住者」にチェックを付けている場合は、「非居住者である親族」欄に〇が印字されるよう対応します。（その年に国外居住親族へ送金等をした金額の合計額を記載する「生計を一にする事実」欄の印字には対応しません。）

#### 保険料控除等申告書

- 平成28年分の様式変更に対応します。
- 基本情報変更の法人個人区分が「法人」の場合のみ、「給与の支払者の法人番号」に印字されるよう対応します。（印刷画面に「個人番号の印刷」選択は追加されません。）
- 家族情報の配偶者で「非居住者」にチェックを付けている場合は、「非居住者である配偶者」欄に〇が印字されるよう対応します。（その年に国外居住親族へ送金等をした金額の合計額を記載する「生計を一にする事実」欄の印字には対応しません。）
- 家族情報の配偶者の「氏名カナ」の入力値は「配偶者の氏名」の（フリガナ）として印刷されます。

#### 給与支払報告書（源泉徴収票）

- メッセージ表示による起動制限を解除します。
- A4四分割をA4二分割に変更します。印刷タイプは以下の通りです。
  - A4白紙印刷（エプソン専用紙（白紙）はAC24からQ34へ変更）
    - 税務署1部、受給者1部
    - 市町村2部（報告書提出先順）
    - 市町村1部（報告書提出先順）
    - 税務署1部（提出するもののみ）
    - 受給者1部（コード順）
    - 受給者1部（部門・コード順）
  - 専用紙印刷（連続用紙の用紙サイズは15×4 inchから15×8 1/2 inchに変更）
    - 連続用紙（ヒサゴGB386M等）
    - 税務署支給用紙
    - A4単票（ヒサゴGB1195M 税務署提出用、受給者交付用）



- A 4 単票 (ヒサゴGB1195M 市区町村用×2 報告書提出先順)
  - A 4 単票 (エプソンAC25 税務署提出用、受給者交付用)
  - A 4 単票 (エプソンAC25 市区町村用×2 報告書提出先順)
- ※ヒサゴ連続用紙は、OP386M/GB386Mのみ対応します。  
 ※ヒサゴ単票用紙は、OP1195MR/OP1195M/GB1195Mのみ対応します。  
 A4二分割、「税務署提出用+受給者交付用」と「市町村2部(青/緑)」がそれぞれまとまったセットになっています。  
 ※エプソン専用紙AC25はA4二分割、「税務署提出用+受給者交付用」と「市町村2部(青/緑)」がそれぞれまとまったセットになっています。
- ・「個人番号の印刷」選択が印刷画面に表示されます。



| 個人番号の印刷           | 印刷タイプ     |           |           |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|
|                   | 税務署提出用    | 受給者交付用    | 市町村提出用    |
| 印刷する              | 個人番号印刷する  | 個人番号印刷しない | 個人番号印刷する  |
| 印刷しない(空白)         | 個人番号空白    | 個人番号印刷しない | 個人番号空白    |
| マスク印刷する(*****を印刷) | 個人番号マスク印刷 | 個人番号印刷しない | 個人番号マスク印刷 |

※受給者交付用は法人番号も印刷されません。

- ・入力画面や印刷の「摘要」欄は次のように変更になります。

| 表示内容      | 説明  |
|-----------|---|
| 家族情報      | <p>1. 控除対象扶養親族(扶養者区分で一般/特定/老親等/老人のいずれかが設定されている扶養親族)又は16歳未満の扶養親族(扶養者区分で(年少)が設定されている扶養親族)が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名が表示されます。</p> <p>氏名の前には括弧書きの数字を付します。また、この欄に記載される控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が次に該当する場合には、それぞれ次の内容を付記します。</p> <p>(1)16歳未満の扶養親族の場合、氏名の後に「(年少)」と付記します。</p> <p>(2)控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が非居住者の場合、氏名の後に「(非居住者)」と付記します。</p> <p>2. 配偶者特別控除の対象となる配偶者についても、氏名の前に括弧書きの数字を付し、氏名及び配偶者特別控除の対象である旨(配特)を付記し、非居住者である場合にはその旨(非居住者)も付記します。</p> <p>例)</p> <p>給与の支払を受ける方に(1)配偶者特別控除の対象となる配偶者、(2)5人目の控除対象扶養親族、(3)5人目の非居住者である16歳未満の扶養親族がいる場合</p> <p>(1)国税 藤子(配特) (2)国税 春男 (3)国税 夏男(年少) (非居住者)</p> <p>メモ</p> <p>配偶者特別控除の対象となる配偶者は「年調区分:する」の場合のみ表示されます。</p> |
| 前職情報      | <p>「年末調整/一覧入力」画面の「前職分」が表示されます。</p> <p>例) 東京都新宿区西新宿X-XX サンプル株式会社 新宿支店 平成xx年xx月xx日退職 給2,127,560円 税224,270円 社201,600円</p>  |
| 災害者徴収猶予税額 | <p>「年末調整/一覧入力」画面の「災害者徴収猶予税額」が表示されます。</p> <p>例) 災害者徴収猶予税額 366,700円</p>   |
| 年調未済      | <p>税表区分が「甲欄」以外または「年調区分」が「しない」のとき「年調未済」が表示されます。</p>  |
| その他       | <p>「居住開始日」「年末残合計」は居住年ごとの記載が求められているため、居住年が2回を超える場合は「摘要」欄に上書入力してください。</p>   |

住宅借入金等の情報、国民年金等、配偶者控除を受ける配偶者、4人目までの控除対象扶養親族、4人目までの16歳未満の扶養親族は「摘要」欄には表示されません。入力画面にも表示されません。ご注意ください。

- ・控除対象扶養親族が5人以上いる場合、摘要欄に5人目以降の控除対象扶養親族の氏名等が表示されるとともに、給与支払報告書/源泉徴収票印刷（受給者提出用を除く）の備考欄（給与支払報告書は「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」欄）に、5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号が印刷されます。
- ・16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合、摘要欄に5人目以降の16歳未満の扶養親族の氏名等が表示されるとともに、給与支払報告書印刷（市町村提出用のみ）の「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄に、5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号が印刷されます。
- ・家族情報の「氏名カナ」の入力値を扶養親族等の（フリガナ）として印刷されます。

#### 給与支払報告書/総括表

- ・A4四分割をA4二分割に変更します。  
（エプソン専用紙（白紙）はAC24からQ34へ変更）
- ・[会社基本情報変更]の「法人個人区分：個人」の場合のみ「個人番号の印刷」選択が印刷画面に表示されます。

#### 給与所得の源泉徴収票/退職者用

[年末調整] タブ [給与支払報告書（源泉徴収票）] の表示制限が解除されたため

- ・給与・法定調書 R4/給与・法定調書顧問 R4/給与応援 R4 Premium  
[入退社] タブの [ (所) 給与所得の源泉徴収票/退職者用 ] は、「年末調整の使用方法：年末調整のみ使用」の場合、選択できないようにします。（左）受給者交付用/（右）税務署提出用で印字していましたが、（左）税務署提出用/（右）受給者交付用に変更します。
- ・給与応援 R4 Lite  
[年末調整] タブの [ (所) 給与所得の源泉徴収票/退職者用 ] を削除します。
- ・法定調書顧問 R4  
[退社] タブの [ (所) 給与所得の源泉徴収票/退職者用 ] を削除します。

給与応援 R4 Liteの基本メニューに [ (所) 給与所得の源泉徴収票/退職者用 ] を追加している場合は、Ver.16.10バージョンアップ前に [ (所) 給与所得の源泉徴収票/退職者用 ] の削除が必要です。  
基本メニューに [ (所) 給与所得の源泉徴収票/退職者用 ] の登録があるまま、Ver.16.10バージョンアップを行うと、[基本メニュー] 起動時にエラーが発生します。

#### 退職所得の源泉徴収票

（左）受給者交付用/（右）税務署提出用で印字していましたが、（左）税務署提出用/（右）受給者交付用に変更します。

### 3-3. 社会保険に関する変更点（法定調書顧問 R4除く）

#### ■料率変更

[ (労) 保険料申告書の資料 ] 起動時に表示される概算・確定料率を最新の料率に変更します。

#### ■月額変更届

「短時間労働者に対する適用拡大」に伴い、月額変更届に「被保険者区分」（初期値：一般被保険者）を追加します。「被保険者区分：短時間労働者」を選択すると、支払基礎日数11日以上で該当者判定を行います。また、備考欄に「短時間労働者」を印字します。

#### ■（健・厚）被保険者資格取得届（給与応援 R4 Lite除く）

日本年金機構のホームページに短時間労働者用の被保険者資格取得届の様式が公開されましたが、備考欄に「短時間労働者」を入力して提出しても問題ない旨、回答が得られましたので、様式変更には対応しません。短時間労働者の被保険者資格取得届を提出する場合は、備考欄に「短時間労働者」を入力して印刷を行ってください。

被保険者資格取得届の電子申請をする場合は、備考欄「短時間労働者」の入力があれば、「短時間労働者」として申請データを作成するよう対応します。



#### ■（健）被扶養者異動届（給与応援 R4 Lite除く）

（副）用紙の記載内容を一部変更します。

### 3-4. その他システムの変更点

その他システムの変更点は以下の通りです。

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|--|--|--|--|

| 機能             | 対応内容   | 給 | L | 法 |
|----------------|--|---|---|---|
| データ選択          | メニューバーの下のツールバーに  Weplat (Weplatポータル) ボタンを追加し、クリックするとWeplatポータル画面 (現在準備中) が表示されるよう対応します。あわせて、データ選択画面の [共有] タブ→ [インターネット接続] を [共有] タブ→ [Weplatポータル] に変更します。<br> | ○ | ○ | × |
| 給与支払報告書/源泉徴収票  | 印刷画面で「<普通徴収>の印字：<普通徴収>を印字」「<普通徴収>の印字：<普通徴収>または<特別徴収>を印字」を選択すると、その旨、給与支払報告書の受給者番号欄に印字していましたが、摘要欄の末尾に印字されるよう対応を変更します。「<普通徴収>の印字」が選択できる印刷タイプは以下の通りです。<br>A4白紙印刷<br>・市町村2部 (報告書提出先順)<br>・市町村1部 (報告書提出先順)<br>専用用紙印刷<br>・連続用紙 (ヒサゴGB386M等)<br>・税務署支給用紙<br>・A 4 単票 (ヒサゴGB1195M 市区町村用×2 報告書提出先順)<br>・A 4 単票 (エプソンAC25 市区町村用×2 報告書提出先順)   | ○ | ○ | ○ |
| 配当等の分配の支払調書    | 帳票のタイトル変更に対応します。   | ○ | × | ○ |
| 配当等の分配の支払調書合計表 | 帳票のタイトル変更に対応します。   | ○ | × | ○ |
| 電子申告 (e1)      | マイナンバーパスワードを設定していない場合、または、E i ボードの「マイナンバー利用設定」で対象システムのチェックが外れている場合は、配当の支払調書は選択できませんでしたが、この制御を解除します。  | ○ | × | × |
| 会社データ作成        | 会社データ作成 (会社新規作成/処理会社から作成/会社コピー) 時、会社初期値設定画面の [共通基本情報変更] ボタンから、共通基本情報の変更が可能となっていますが、こちらから「コード」と「法人名 (氏名)」の変更ができないようにします。<br>※会社データ作成後、[設定] タブ→ [会社基本情報変更] から「会社/基本情報の設定」画面を開き、[共通基本情報変更] ボタンを押した場合は、コードや法人名 (氏名) の変更も可能です。  | 済 | 済 | ○ |
| 汎用データ          | マイナンバーEXCEL出力で個人番号付きのファイル出力ができるよう対応します。  | 済 | 済 | ○ |
| 年末調整/一覧入力      | 市町村 (報告書提出先) で市町村を選択する際、従来システムと同様、住民税の納付先を追加できるよう対応します。  | 済 | 済 | ○ |
| 扶養控除等異動申告書     | 扶養控除等異動申告書の野線の太さ等を見直します。   | 済 | 済 | ○ |

以下の障害に対応します。

| 機能        | 対応内容   | 給 | L | 法 |
|-----------|--|---|---|---|
| 電子申告 (e1) | 電子申告用ファイル出力で初期設定のフォルダーで出力すると、次回給与システム起動時エラーが発生する問題に対応します。<br>(Windowユーザーに&が含まれている場合のみ) | ○ | × | × |
| 電子申告 (e1) |  | ○ | × | × |

|                      |  |   |   |   |
|----------------------|--|---|---|---|
|                      | 接続先切替で給与システムを持ち出し後、給与システムを起動しないまま自動連動を行うとエラーが発生する問題に対応します。   |   |   |   |
| データ選択                | データ選択画面で「検索表示する」にチェックを付けた後、データ選択しないまま、システムを終了すると、次回起動時、「検索表示する」のチェックが外れる問題に対応します。  | 済 | 済 | ○ |
| 汎用データ                | 会社名の先頭または最後にスペースが入力されていると、マイナンバーExcel受入時にエラーが発生する問題に対応します。   | 済 | 済 | ○ |
| 接続先切替による会社データ持ち出し    | 保護データを持ち出すと、持ち出し先で会社データ選択時にエラーが発生する問題に対応します。   | 済 | × | ○ |
| 従業員／個別入力<br>従業員／一覧入力 | 従業員情報変更後、[確定]をクリックすると、エラーが発生する可能性があるという問題に対応します。   | 済 | 済 | ○ |
| 源泉徴収簿                | 源泉徴収簿を「印刷タイプ：A4横」で印刷すると、非課税額欄の「,」（カンマ）が、「.」（ピリオド）のように印字される問題に対応します。  | 済 | 済 | ○ |
| ユーザー管理               | ネットワーク環境で、先にデータ利用権限が「参照可」のユーザーが起動している会社データを、データ利用権限が「利用可」の別ユーザー（セキュリティ管理者／データ利用管理者を含む）が起動して同時に処理した場合（一社同時入力）、後で起動したユーザーの処理分も「読み取り専用」で処理したと判断され、登録できない問題に対応します。 | 済 | × | ○ |

給：給与・法定調書 R4、給与・法定調書顧問 R4、給与応援 R4 Premium

L：給与応援 R4 Lite

法：法定調書顧問 R4

### その他システムの注意点

#### ■報酬請求取込（給与応援 R4 Premium／給与応援 R4 Lite除く）

報酬請求取込では、事務所管理 R4(報酬請求)で登録された個人（法人）番号の連動を行いません。取込後に必要に応じて、支払を受ける者の個人（法人）番号の登録を行ってください。

#### ■データ共有に関する注意点

- ・法定調書顧問 R4 Ver.16.10では、他の給与システムでバックアップした共有データをリストアすることはできません。（リストア時「共有データをリストアできません。」のメッセージが表示されます。）
- ・共有元（先）で共有データをVer.16.10にデータ変換すると、共有先（元）では、Ver.16.10にバージョンアップするまで、共有データをダウンロードできなくなります。

### よくある問い合わせのご案内

給与 R4システムでは、[サポートメニュー] の [よくある問い合わせ] で機能別のよくある問い合わせをPDF形式でご提供しています。ご活用ください。

